

随意契約（相手方指定）調書

件名	保育園給食調理業務委託（第二東日暮里保育園）	No.5200003
工（納）期	令和 9 年 3 月 3 1 日	
契約締結日	令和 6 年 4 月 1 日	
契約金額	2 3, 4 6 9, 6 0 0 円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社ニッコクトラスト (法人番号：3010001025934)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	

業者選定理由書

件 名	保育園給食調理業務委託（三河島保育園他 5 件）
選 定 業 者 (案)	(1) プロポーザル案件（3 園） (2) 継続案件（3 園） ※ 対象となる保育園及び指名業者（案）は、次ページのとおり
特 命 理 由	本件は、区立保育園の園児向け給食の調理業務委託である。 主管課からは、部の機種・業者選定委員会の了承を得て、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 (1) プロポーザル案件については、外部委員を含めた評価委員会により評価基準を定め、提案書類の提出があった 5 社について、業務の実施体制や衛生管理の内容・工夫等に関し評価・採点を行っているが、次ページの各業者はいずれも 8 割以上の総合得点を獲得している。 (2) 再契約案件については、外部委員を含めた継続審査会により令和 5 年度の履行状況を審査・評価しているが、対象となる 3 社はいずれも 9 割以上の総合得点を獲得し、「良好」との評価判定を得ている。なお、ひぐらし保育園については、長期継続契約期間 3 年を終了後、さらに 3 年間の長期継続契約が終了するため、本来であれば、提案評価方式により公募するところである。しかし、本園は令和 6 年度末をもって閉園予定であることから、1 年継続するための審査を行い、良好であるとの結果が得られたことから、委託を継続することが適当であると判断した。 以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの） ○本件は、長期継続契約とする契約を定める条例（平成 17 年条例第 56 号）及び同条例施行規則の規定に該当するため、閉園予定の 1 園を除く 5 園については令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの長期継続契約を締結する。

指名業者一覧（プロポーザル案件）

1 三河島保育園

業者名 株式会社 藤江
所在地 東京都墨田区両国一丁目10番7号
代表者 代表取締役 益子 純子

2 第二東日暮里保育園

業者名 株式会社 ニッコトラスト
所在地 東京都江東区新木場一丁目18番6号
代表者 代表取締役 若生 喜晴

3 西尾久みどり保育園

業者名 株式会社 サンユー 東京支店
所在地 東京都世田谷区太子堂一丁目12番40号グレート王寿ビル2F
代表者 支店長 漆戸 さゆき

指名業者一覧（継続案件）

1 荒川保育園

業者名 株式会社 東京天竜
所在地 東京都文京区本郷二丁目27番20号
代表者 代表取締役 東 雅臣

2 西日暮里保育園

業者名 株式会社 藤江
所在地 東京都墨田区両国一丁目10番7号
代表者 代表取締役 益子 純子

3 ひぐらし保育園

業者名 株式会社 サンユー 東京支店
所在地 東京都世田谷区太子堂一丁目12番40号グレート王寿ビル2F
代表者 支店長 漆戸 さゆき